

有料化導入直近5市における有料化導入の目的及び効果

自治体名	有料化実施年月日	目的（効果）
立川市	平成25年11月1日	(1) <u>処理施設への負担軽減と経費の節減</u> (2) <u>ごみの発生抑制や減量、リサイクルの推進</u> (3) <u>ごみ処理費用の負担の公平性の確保</u> (4) <u>ごみ集積所に関連する課題解決と排出者責任の明確化</u>
東大和市	平成26年10月1日	(1) 市民と事業者が協働で取り組む <u>廃棄物の減量</u> (2) 排出量に応じた <u>負担の公平化</u> (3) 住民 <u>意識の改革</u>
国立市	平成29年9月1日	(1) <u>ごみ減量・リサイクル推進</u> への誘因を提供できる (2) <u>負担の公平性を確保</u> できる (3) <u>ごみ問題・適正排出への関心</u> が高まる (4) <u>ごみの処理経費を削減</u> できる
東久留米市	平成29年10月1日	(1) <u>減量化・資源化の一層の推進</u> (2) <u>公平な負担制度の確保</u> (3) 市民の <u>意識改革</u>
小平市	平成31年4月1日	(1) 意識の変化による <u>ごみの減量</u> や <u>3Rの推進</u> (2) <u>負担の公平性の確保</u> (3) ごみ処理に係る <u>経費の節減</u>

【参考】環境省「一般廃棄物有料化の手引き」より

◆有料化の目的及び期待する効果

本手引きにおいては、一般廃棄物処理の有料化の主な目的は、一般廃棄物の排出抑制や再生利用の推進、排出量に応じた負担の公平化及び住民の意識改革などとし、市町村の一般廃棄物処理事業を循環型社会に向けて転換していくための施策手段として位置づける。